

## **第1章 「憲章」・「行動指針」と推進体制**

## **1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは**

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できないう大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。仕事と生活の調和の実現は、国民の皆さん一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。皆さんも自らの仕事と生活の調和の在り方を考えてみませんか。

## **2. 仕事と生活の調和の実現に向けて**

### **（1）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定**

経済財政、少子化対策、男女共同参画など、仕事と生活の調和に関連する会議における議論を踏まえ、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚等により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（平成19年7月設置。以下、「トップ会議」）を設置し、平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下、「憲章」）と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「行動指針」）を策定しました。このことにより、社会全体で仕事と生活の調和の実現に向けて取り組むための大きな契機となりました。

### **（2）新たな「憲章」と「行動指針」の策定経緯**

トップ会議の下におかれた「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」では、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルに沿って、仕事と生活の調和の状況や取組の進捗状況について点検・評価を行ってきました。その中で、平成22年には、リーマン・ショック後の経済情勢等の変化、労働基準法や育児・介護休業法等の改正等の施策の進展を受け、「憲章」・「行動指針」を見直す必要があるとの認識に到りました。

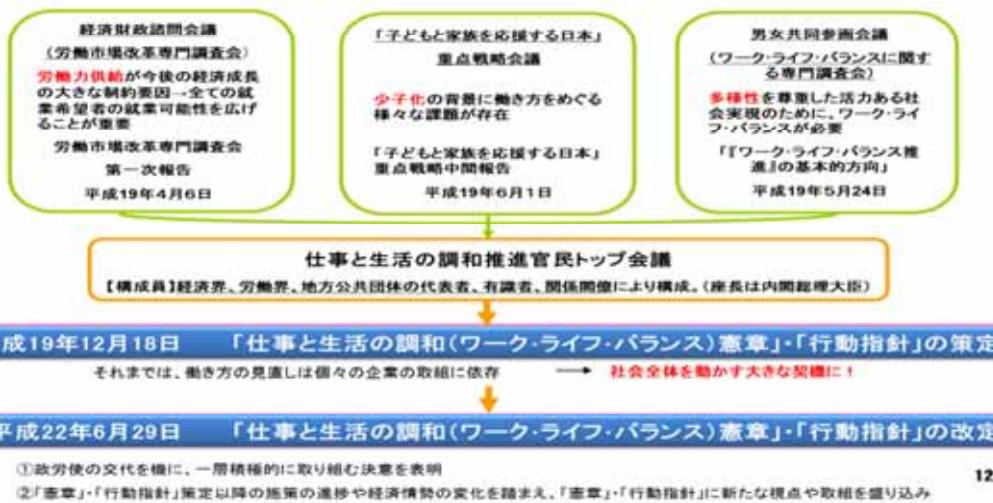
そこで、平成22年6月29日に開催されたトップ会議に「憲章」・「行動指針」の改定案を諮り、政労使トップの合意のもと、新たな「憲章」・「行動指針」が策定されました。

なお、この新たな合意に際して、政府としては、仕事と生活の調和実現に向けてより積極

的に取り組む姿勢を示すため、平成22年4月15日に、トップ会議に、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣が加わっています。

【図表1-1-1】

憲章と行動指針策定に至る経緯



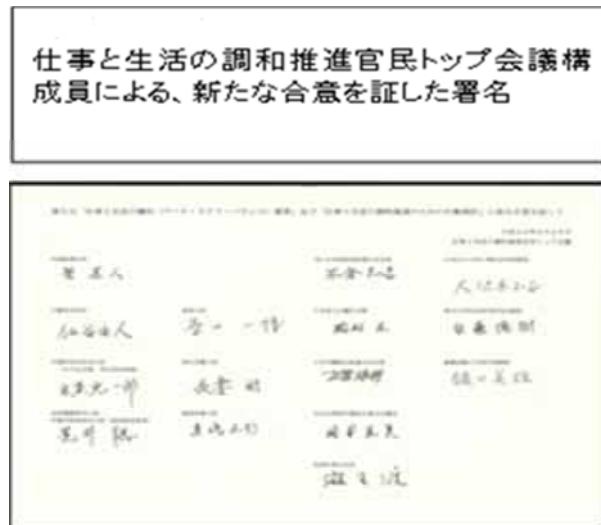
### (3) 新たな「憲章」・「行動指針」改定のポイント

新たな「憲章」・「行動指針」には、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」や「新しい公共」などといった、これまでなかった新しい概念や考え方方が盛り込まれています。

また、労働基準法や育児・介護休業法等の改正を受けて新たに盛り込まれたものや、メンタルヘルス対策や女性の継続就業、キャリア教育等、「国の取組」を中心に、各主体の取り組むべき内容が改定されています。

【図表1-1-2】

仕事と生活の調和推進官民トップ会議構成員による、新たな合意を証した署名



## 【参考】

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の新合意について

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意について

[仕事と生活の調和推進官民トップ会議]  
平成22年6月29日

- 政府トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明
- 施策の進歩や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」「行動指針」(平成19年12月策定)に新たな視点や取組を盛込み

仕事と生活の調和推進官民トップ会議  
総理大臣ほか関係閣僚  
経団連、日商、連合等の労使代表  
知事会、有識者から構成

### 「憲章」

必要性、目指すべき社会の姿を提示

#### (前文)

○ 新たな決意の下、官民一体となり組んで行なう 政府の合意により策定

#### (なぜ仕事と生活の調和が必要か)

仕事と生活両立していく現実

働き方の多様化等

共働き世帯が増え変わらぬ順序方役割

分担認識

仕事と生活の自己・家族・地域・社会の実現

多様な働き方の構築

○ ディーセンターワーク(働きがいのある人間

らしい仕事)の実現

多様な雇用形実現

時間価値を高め、安心と希望の実現に寄与

○ 新しい公私への参加機会拡大等による地

域社会の活性化

○ 人や地元のつながりを得る機会

取組を広げる機会

(仕事と生活の調和実現の社会の姿)

就労による経済的自立と創出の社会

健康で豊かな生活のための時間が確保でき

る社会

多様な働き方生き方が選択できる社会

#### (関係者が果すべき役割)

労使を始め官民による積極的取組

国はせどり・共通心による支援

取組に当たって町立と県・併せて社会・家庭

双方における男女共同参画が必要

※下線部は変更箇所

### 「行動指針」 各主体の取組方針、点検・評価方法を提示

#### (1)企業・従業者の取組

労使による自主的取組基本

・組織

・経営トップによる職場風土改革等

・労使による非議定・計画的取組・点検

・労使による非議定・生産性向上の取組

・雇用形態等の改革

・刈りハのある働き方の実現

・管理職の持つべき職場風土改革

・開拓・企画や研究への配慮

・将來を見据えた自己啓発・能力開発

・労使による労働時間による民間主導の効率化

・就業の実態に応じた均衡を考慮した労働契約

・就業による経済的自立

・人物本位の正当な評価に基づく採用

・正規雇用へ移行する制度づくり等

・公私効率化・柔軟な勤務時間

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

・労働時間削減法との遵守を徹底

・労使による労働時間規制改善の取組・要員削減

・取扱いの仕事での労働時間の短縮化

(多様な働き方の選択)

・柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場

・風土づくり

・男女の育児休業等取得促進による環境創出等

・女性・高齢者の再就職・桃花園協議会の提供

・公正な待遇や待遇均等の実現

#### (3) 国の取組

・総務省

・国民の健康や政治労使の合意形成促進

・雇用者以上は含め仕事と生活の調和の推進

・生産性の提高を実現する雇用環境整備の支援

・働き方に中立が保証され社会保険制度の在り方を確

・社会全般的な生産性向上を中心とした企業対策

・取組企業への支援(情報の提供等)

・関係法令の周知・法令遵守のための監督・指導強化

・種別・階級・業種・会社規模による評価指標(「くるみんスケール」)

・公共施設における多様な内容における利用面

・自己分析や能力開発の取組支援

・労働者の健康確保・シタレレス政策推進

・行政機関における率先垂範

・競争による経済的自立

・人物本位の正当な評価に基づく採用

・正規雇用へ移行する制度づくり等

・公私効率化・柔軟な勤務時間

(健東で豊かな生活のための時間の確保)

・学校教育を通じキャリア教育・職業教育の体系的充実

・社会全般に通じる職能能力開発・評価制度構築

・トランポリ型の会場のセカティネットの確立

・フリータの常用雇用支援

・経済・自立力が困難な者の就労支援

・健康・豊かな生活のための指導の強化

・労働時間削減法の実施の取組支援

・改正労働基準法への対応による長時間労働抑制及び年次有給

・休暇取得促進

(多様な働き方の選択)

・多様な働き方指針・その条件整備

・長時間労働に対する女性の人生選択支援

・女性の職業選択・育休取得やすい環境整備・就業意向向上

・多様な働き方における多様な育て支援

・在宅勤務の環境整備のための枠組みの検討

・男性の育休への利用支援・奨励(「パパマミ育休プラス」の活用促進・学習会開催等)

・男女の育休で叶える生きがいの提供

・地方公共団体等による育児介護の社会的整頓づくり支援

・労働市場における整頓(職業紹介所の支援)

#### (4) 地方公共団体の取組

・地場の実情に即した取組

・住民の理解や合意形成促進

NPO等の活動を通じ中小企業経営者等の取組促進

・企業の取組への支援・促進

(認定制度、表記、融資制度等)

・多様な働き方に応じた多様な育て支援

・育児・介護等に対する基礎的支援

◆進捗状況の点検・評価

#### (実績目標)

14の指標、2020年の目標値

(例)(現状値・目標値)

・フリータ数 約78万人→124万人

・週労働時間と時給による雇用者の割合

100%→増減

年次有給休取扱率 47.4%→70%

・第1子出産前後の女性の就業就業率

38.0%→65%

・男生の育休取扱率 1.23%→13%

この他の指標

就業率

・時間当たり労働生産性の伸び率

・労働判断と就業率について労使が話し合

いの機会創設している割合

・パラリハビリケーションに関する意識を受入れる職場割合

在宅型テレワーカー数

・短期就業形態を選択する事業所割合

・自己啓発を行っている労働者割合

・保育等の育てサービスの提供割合

・6歳未満の子どもをもつ夫の育児家事割合

・時間

### 3.「憲章」・「行動指針」の概要

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の姿（定義）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

具体的には

##### 【就労による経済的自立が可能な社会】

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### 【健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会】

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### 【多様な働き方・生き方が選択できる社会】

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。とされています。

#### (2) 数値目標・実現度指標と点検・評価

「行動指針」では、数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしています。

数値目標は、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる 14 項目について、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日、閣議決定）及び「新たな情報通信技術戦略 行程表」（平成 22 年 6 月 22 日、行動情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）ならびに「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日、閣議決定）と整合性を取ったものとしており、取組が進んだ場合に達成される水準として 2020 年の目標値を設定しています。

実現度指標は「行動指針」でその「在り方」が示され、それに基づいて作成されています（数値目標、実現度指標の詳細は第 3 章第 2 節及び第 3 節を参照）。

【図表1 1 3】

### 憲章・行動指針の枠組

#### ①憲章・行動指針の枠組

憲章、行動指針には、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標などが示されています。



【図表1 1 4】

### 仕事と生活の調和が実現した社会

#### ②仕事と生活の調和が実現した社会

仕事と生活の調和が実現した社会は、3つの柱で構成され、それぞれに数値目標が示されています。

##### 仕事と生活の調和が実現した社会

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。

##### 構成する3つの柱

###### 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

###### 数値目標

###### ★就業率

<20～64歳> 74.69% (2009) → 2020年 80%  
<25～44歳 女性> 66.0% (2009) → 2020年 73%  
<60～64歳> 57.0% (2009) → 2020年 63%

###### ★フリーターの数

約178万人 (2009) → 2020年 124万人

###### 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

★過労働時間60時間以上の雇用者の割合  
10.0% (2008) → 2020年 5割減

###### ★年次有給休暇取得率

47.4% (2008) → 2020年 70%

###### 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

###### ★第1子出産前後の女性の継続就業率

38.0% (2000～2004年) → 2020年 55%

###### ★男性の育児休業取得率

1.23% (2008) → 2020年 13%

###### ★男性の育児・家事時間

60分／日 (2008) → 2020年 2時間30分／日

### **( 3 ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のために関係者が果たす役割**

「憲章」では、更に、主な関係者の役割を以下のように示し、具体的には行動指針で定めることとしています。

#### **【企業と働く者】**

企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### **【国民】**

国民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

#### **【国】**

国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

#### **【地方公共団体】**

仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

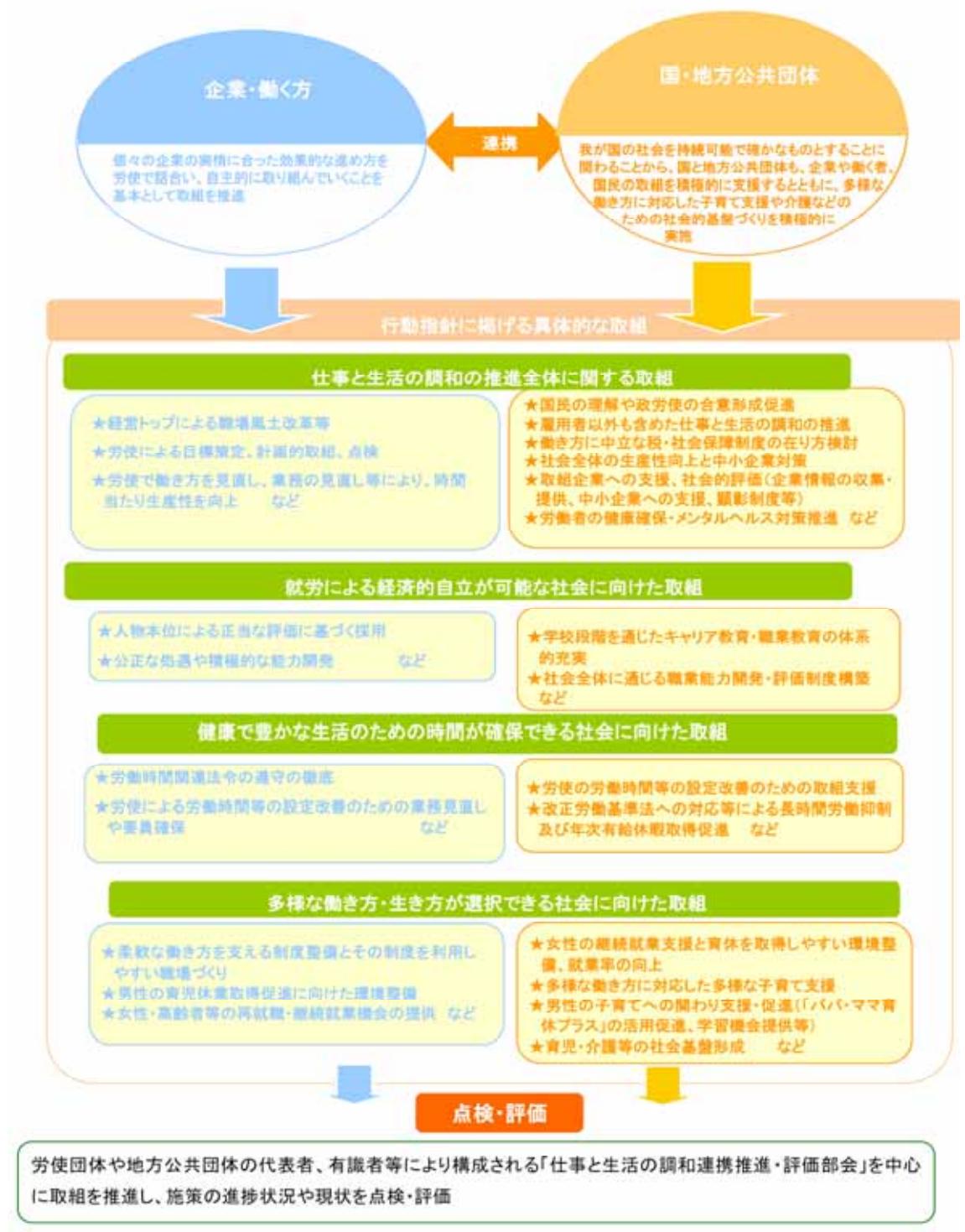
「行動指針」では、「憲章」が「仕事と生活の調和が実現した姿」として掲げる3つの社会を実現するために必要な諸条件を示すとともに、これを実現するため、企業や働く者、国民、国、地方公共団体が行うべき取組を具体的に示しています。

【図表1 1 5】

### 関係者が果たすべき役割

#### ③関係者が果たすべき役割

行動指針では、企業・働く方・国・地方公共団体が、各々の立場で果たすべき役割が明示されています。



## 4. 推進体制及び活動

### 【仕事と生活の調和連携推進・評価部会】

「憲章」及び「行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、企業、労働組合、地方公共団体の代表等が参集した「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を、平成20年4月に設置し、平成23年10月までに19回開催しました。

また、「憲章」・「行動指針」の改定に際しては、新たに盛り込むべき内容について検討を重ね、部会として取りまとめた改定案をトップ会議に諮りました。

今後も、仕事と生活の調和の実現に向けて、引き続きP D C A (Plan-Do-Check-Action)サイクルによる点検・評価を行っていきます。

### 【仕事と生活の調和推進室】

平成20年1月に設置され、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、仕事と生活の調和推進に取り組んでいます。

【図表1 1 6】

### 仕事と生活の調和推進体制図

